

## ↳ 養子縁組と相続税対策

**Q** : 相続税の対策として養子縁組を検討していますが、養子縁組には制限があるようですがどのような取扱いになっているのですか？

**A** : 次のような取扱いになっています。

### 【解説】

相続税対策の一つに養子縁組というものがありますが、養子縁組については、養子縁組が相続税の租税負担を回避する目的で行われることを防止するという観点から、法定相続人の数に算入できる養子の数を次のように制限しています(民法上は制限ありません)。

#### ① 実子がいる場合

養子のうち1人だけ法定相続人の数に含める

#### ② 実子がない場合

養子のうち2人までを法定相続人の数に含める

養子の数に制限されると、次の項目に影響が及びます。

#### ① 保険金の非課税限度額

#### ② 退職手当金等の非課税限度額

#### ③ 遺産にかかる基礎控除額

#### ④ 相続税の総額の計算

また、相続又は遺贈により財産を取得した者が1親等の血族及び配偶者以外の者である場合は、その者にかかる相続税額は、通常の相続税額にその100分の20に相当する金額を加算した金額とされていますので、孫(代襲相続人である孫は除く)を養子に入れる場合は、孫は2割増しの税額となります。

